

## 指定訪問入浴介護事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人あかねが開設する指定訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るよう適切な訪問入浴介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問入浴介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助、身体の清潔の保持等を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 上記の他「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年12月21日）」条例第52号の具体的取り扱い方針を遵守する。

### (事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1 名称 ロータス・ガーデン 訪問入浴
  - 2 所在地 尼崎市栗山町1丁目20-20

### (職員の職種、員数、及び職務内容) 介護予防訪問入浴と兼務

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 管理者 1名（常勤・介護職兼務）
  - 2 看護職員 5名（非常勤）
  - 3 介護職員 4名（常勤2名うち1名兼務 非常勤2名）

### (営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 1 営業日 月・火・木・金・土曜日とする。ただし、1月1日から1月2日までを除く。
  - 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
  - 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (訪問入浴の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問入浴介護は、訪問入浴車で居宅を訪問し、入浴を介助する。指定訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事

業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、次の額を徴収する。

通常事業の実施地域を超えてから片道おおむね1 Kmごと 100円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 訪問入浴介護員等は、訪問入浴介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、尼崎市の区域とする。

（高齢者虐待の防止に対する主体の責務）

第9条 高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力することを責務とする。

2 提供した訪問入浴介護に係る利用者の虐待が疑われる場合は、速やかに、市町村に通知し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応を講ずるものとする。

（苦情処理）

第10条 提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時における対処方法）

第11条

- 1 事業者は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者・家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
- 2 事業者はサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は前項の損害賠償のため、損害賠償責任保険に加入する。
- 4 定期的リスクマネジメント委員会を開催し、発生した事故に対して検討を行い、再発防止に努めるものとする。
- 5 事故の発生又は再発防止に向けた指針を作成する。

(暴力団の排除)

第12条

事業者及び事業所の管理者は暴力団員等ではないものとする。またその運営は暴力団等の支配を受けないものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 訪問入浴介護事業所は、訪問入浴介護員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。  
また、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部での情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 5 事業者はサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人あかねと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規定は、平成12年4月1日から施行する。
- この規定は、平成15年3月1日から施行する。
- この規定は、平成17年2月1日から施行する。
- この規定は、平成17年10月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年12月1日から施行する。
- この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- この規程は、平成29年9月1日から施行する。
- この規程は、令和1年10月1日から施行する。
- この規程は、令和4年12月1日から施行する。

## 指定介護予防訪問入浴介護事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人あかねが開設する指定介護予防訪問入浴介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防訪問入浴介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態となった場合においても、その利用者がその居宅において、自立した日常生活を維持することができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るよう適切な介護予防訪問入浴介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護予防訪問入浴介護員等は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力の維持、改善を図り自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助、身体の清潔の保持等を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 上記の他「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年12月21日)」条例第52号の具体的取り扱い方針を遵守する。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ロータス・ガーデン 訪問入浴
- 2 所在地 尼崎市栗山町1丁目20-20

### (職員の職種、員数、及び職務内容) 訪問入浴と兼務

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤・介護職兼務)
- 2 看護職員 5名(非常勤)
- 3 介護職員 4名(常勤2名うち1名兼務、非常勤2名)

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月・火・木・金・土曜日とする。ただし、1月1日から1月2日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (介護予防訪問入浴の内容及び利用料等)

第6条 指定介護予防訪問入浴介護は、訪問入浴車で居宅を訪問し、入浴を介助する。事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が

法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、次の額を徴収する。

事業所から片道おおむね1 Kmごと 100円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 介護予防訪問入浴介護員等は、介護予防訪問入浴介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、尼崎市の区域とする。

（高齢者虐待の防止に対する主体の責務）

第9条 高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力することを責務とする。

2 提供した訪問入浴介護に係る利用者の虐待が疑われる場合は、速やかに、市町村に通知し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応を講ずるものとする。

（苦情処理）

第10条 提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時における対処方法）

第11条

- 1 事業者は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者・家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
- 2 事業者はサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は前項の損害賠償のため、損害賠償責任保険に加入する。
- 4 定期的リスクマネジメント委員会を開催し、発生した事故に対して検討を行い、再発防止に努めるものとする。
- 5 事故の発生又は再発防止に向けた指針を作成する。

(暴力団の排除)

第12条

事業者及び事業所の管理者は暴力団員等ではないものとする。またその運営は暴力団等の支配を受けないものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 介護予防訪問入浴介護事業所は、介護予防訪問入浴介護員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

また、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部での情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

5 事業者はサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人あかねと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年12月1日から施行する。